

独立行政法人国立美術館連携事業実施要項

令和5年1月26日

1. 趣旨

地域におけるアートの鑑賞機会の充実を図り、全国の美術館の活動の発展に資するため、独立行政法人国立美術館が設置する美術館（以下「国立美術館」という。）と国立アートリサーチセンターは全国各地域の美術館等（以下「開催館」という。）と協働し、各館の作品調査研究の成果もふまえつつ、お互いのコレクションを活用した展覧会等を実施する。

2. 実施の方法

独立行政法人国立美術館連携事業は、次の二つから成るものとする。

（１）国立美術館 コレクション・ダイアログ

国立美術館のコレクションを活用した展覧会企画を、全国の美術館等から募り、開催館を会場として実施する。国立美術館コレクションに開催館のコレクションを加えて構成した展覧会を原則とするが、展示作品がすべて国立美術館コレクションで構成される企画も認めるものとし、開催期間、展示作品及び点数については、その都度、両館の担当者が協議して定めるものとする。

併せて、広く一般を対象とする講演会・シンポジウム等を実施する。

（２）国立美術館 コレクション・プラス

開催館の所蔵作品展（コレクション展）における、テーマ性を持った小特集展示に、そのテーマにふさわしい国立美術館の所蔵作品１点ないし数点を加える企画を全国の美術館等から募り、開催館を会場として実施する。開催期間、展示作品及び点数については、その都度、両館の担当者が協議して定めるものとする。併せて展示解説リーフレットを制作する。なお、国立美術館と開催館とで協議の上、本展示を国立美術館に巡回することができるものとする。

3. 開催館の決定

上記２．（１）（２）の連携事業はいずれも国立アートリサーチセンターの作品活用促進グループを窓口として公募し、応募時に提案された企画内容、施設等の適否、その他を勘案し、独立行政法人国立美術館が開催館を決定する。

4. 主催者、共催者、後援、協賛等

（１）「国立美術館 コレクション・ダイアログ」の主催者は国立美術館、国立アートリサーチセンター及び開催館とする。

ア．「国立美術館 コレクション・ダイアログ」の主催者、共催者、後援、協賛等（以下「主催者等」）には、開催館を所管する教育委員会又は地方公共団体が加わることができるものとする。

イ.「国立美術館 コレクション・ダイアログ」の主催者は協議の上、新聞社又はテレビ局等を主催者等に加えることができる。

ウ. 開催館は、開催館を含む実行委員会を組織し、これを主催者とすることができる。

(2)「国立美術館 コレクション・プラス」の主催者は開催館とし、国立美術館と国立アートリサーチセンターは「特別協力」を行う。

5. 観覧料

「国立美術館 コレクション・ダイアログ」に係る観覧料は、開催地の主催者等が国立美術館と協議の上、定めるものとする。

6. その他

この要項に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項については別に定める。

附 則

この実施要項は、「国立美術館 コレクション・ダイアログ」については令和7（2025）年度以降、「国立美術館 コレクション・プラス」については令和6（2024）年度以降の実施にあたり適用される。